

松川町定例農業委員会議事録 第3回(6月)

1 開催日時 令和元年6月19日(水) 16:00 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 14人

会 長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委 員 2番 松脇 崇 3番 桃澤 茂春 4番 久保田 志げ子

5番 岡田 幹生 7番 北林 秀昭 8番 北沢 ひろみ

9番 矢沢 千明 10番 山田 正明 12番 松下 守

13番 松下 敏章 14番 塩沢 澄夫 15番 大場 健彦

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号 農業振興地域整備計画の用途変更について

〈農地法〉

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島 公香 主事 塚本 潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一佐藤会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 8番 北沢 委員 9番 矢沢 委員 を指名

(4) 議事

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号

農業振興地域整備計画の計画変更について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 59㎡ 畑 使用貸借権

先月の、農業振興地域整備促進協議会の計画変更で承認された案件について、農地転用も同時に申請していただき、長野県へ提出したところ、申請地の分筆が望ましくな
いため、再提出を求められました。そのため、筆を追加するにあたり今回の申請とな
りました。

○岡田委員説明

先月審議していただいた農地の西側の隣接地になります。今回の申請地を残した状態
での申請であり、農地として残っていても耕作が困難な細長い土地のため、再提出と
なりました。そのため、今回の申請地も併せて転用をすることとなります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

〈農地法〉

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

今月、1件申請がありましたが、申請者より取り下げとなりました。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 117㎡ 畑 車庫・駐車場

○大場委員説明

家族で車4台を所有しているが、駐車スペースがないため確保したいとのことです。
特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 大島 5筆 2,346㎡ 田 嵩上げ（一時転用）

○岡田委員説明

現在、申請者が草の管理をしている農地になります。議案第3号の2番と関連があり、土地造成をする際に出た土を埋めることとなります。埋めた後は農地へ戻るため、嵩上げとして今回の申請となりました。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 103㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○松下（守）委員説明

昨年の農振除外で承認された案件になります。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 大島 4筆 6,341㎡ 田,畑 事業用店舗 賃借権

○山田委員説明

以前に農振の計画変更で承認された案件になります。ドラッグストアとコンビニエンスストアができるということです。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

事務局補足：地元説明会が6月26日に開催予定です。

北沢委員：説明会の前に裁決すると揉めるのでは

事務局：転用していいかどうかを審議していただければ良い。ここに店舗を建てていいかどうかの意見をもらうのが26日の説明会になる。説明会を開催するのは、大規模小売店舗立地法の関係で必要のため。農業委員会としては、同時に進めていきたいため開催の要望を出した。

そのため、農業委員会では転用をしていいかどうかの審議をしていただきたい。

会長：26日の説明会では、農業委員会で審議されたことは出すのか。

事務局：出しません。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の件を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 生田 1筆 916㎡ 畑 遊歩道整備 所有権

○塩澤委員説明

現在、申請地の西側へすでに遊歩道が整備されており、今回の申請地へ繋げたいということです。位置的にも、農地としての管理が難しいところで、有効利用したいとして今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは、賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 大島 3筆 1,075㎡ 畑 駐車場 賃借権

○山田委員説明

先月の農業委員会でご審議いただいた案件になります。申請地付近に、作業施設を有しており、併設の駐車場がありますが、作業施設拡張により駐車場がつぶれてしまうため、今回の申請で、新たに確保するという事です。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○事務局補足

この案件ですが、先月の農業委員会でご決されたものになります。長野県へ提出した際に、再提出となりました。理由としましては、先月の段階で申請地が西側の道路と接していない状態でした。しかし、許可基準では「申請地が接している道路に2種類以上の水管等が埋設されており、500m以内に公共施設があること。」となっておりますが、先月の申請の状態ですと、許可基準に該当しないため、申請地西側の道路に隣接するように今回の形になりました。

○会長

よろしいですか。それでは、賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。5番をお願いします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 173㎡ 住宅 使用貸借権

○矢沢委員説明

申請地は宅地に隣接しており、親子関係での貸借です。新たに住宅を建設した後は、現在の住宅を壊すとのことです。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。6番をお願いします。

○事務局説明

6番 元大島 1筆 690㎡ 畑 駐車場 所有権

○矢沢委員説明

隣接地は、譲渡人が代表を務める工場であり、所有権を会社へ移すということで今回の申請となりました。特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。7番をお願いします。

○事務局説明

7番 大島 2筆 588㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○岡田委員説明

先ほどの農振除外の計画変更との関連になります。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。8番をお願いします。

○事務局説明

8番 上片桐 1筆 318㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○白田委員不在の為、事務局説明

過去に駐車場として農振除外されていた農地で、計画が実施されていなかったが、住宅の建設をしたいということで、今回の申請となりました。先月の農振協議会で計画変更の承認もされております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。9番をお願いします。

○事務局説明

9番 大島 1筆 902㎡ 畑 醸造所・駐車場 賃借権

○北沢委員説明

譲渡人と譲受人は、親子関係であり、醸造所と駐車場を建設するものになります。
特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。10番をお願いします。

○事務局説明

10番 元大島 1筆 366㎡ 田 住宅 使用貸借権

○会長説明

昨年11月の農振協議会で審議され、可決されたものになります。譲渡人と譲受人は親子関係であり、特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（5件）

所有権移転（4件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・農業委員会への相談について

事務局：添付資料を見ていただければと思います。農業委員会への平成31年3月から現在までの相談内容になります。すべてではないですが、記録してあるものは23件です。何かご意見等ありましたらお出してください。

・農業ワールド視察について

事務局：農業ワールドについてです。毎年、松川町認定農業者連絡会で参加されていますが、昨年参加したところ北部地区の農業委員会も参加されていました。もし松川町農業者会でも参加したい意見が出れば、申込みをしようと思います。ぜひ検討していただき、来月の農業委員会で意見を出していただければと思います。

・農業委員会だよりについて

事務局：資料をご覧ください。2ヶ月に1回の農業委員会だよりになります。優秀農業者表彰の報告と、利用状況調査のお知らせになります。

次回は、農業者年金の関係と農振協議会についてのお知らせを載せます。

③営農支援センターから

事務局：先日の農業委員会と新規就農者との交流会では様々なアドバイス等していただきありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。


資料を見ていただければと思います。松川町版農業担い手育成事業についてです。この新規事業ですが、現在議会にかけており、まだ決定はしてませんが、好評というふうに聞いております。

目的ですが、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足等が進んでおります。また、昨年から今年にかけて農業の中心として活躍されてきた方々が、体力の衰え等により経営中止や規模縮小したいと相談に見えました。町の農業振興をはかるためにも、1人でも多くの新規就農者の確保や育成が急がれます。そのため、町として農業担い手育成事業に取り組みたいと考えております。

事業としては、地域おこし協力隊の制度を活用して新規就農を希望する方の募集をかけて町の職員として農業研修を3年間受けてもらい、松川町へ就農し、定住してもらえるよう総合的な支援をするものになります。その他の詳細については資料をご確認いただき、ご協力いただければと思います。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

8番 北沢ひろみ 

9番 矢沢千明 